

平成29年度

事業概要

名古屋市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所 基本理念

- 1 厳正なと畜検査を実施し、家畜特有の疾病や人獣共通感染症の排除に努めます。
- 2 食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場における食肉の衛生確保に努めます。
- 3 「食肉の安全・安心」をめざして、消費者の信頼が得られると畜検査の実施に努めます。
- 4 検査技術、検査精度の向上を図り、科学的な検査データに基づいたと畜検査の実施に努めます。

目 次

基本理念

第1章 食肉衛生検査所の概要	1
1 沿革	2
2 組織・機構	4
3 検査所職員配置	4
4 食肉衛生検査所長委任規則	5
5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程	7
6 公所長以下代決規程	8
7 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)	8
8 特殊勤務手当規則(抜すい)	9
9 と畜検査手数料等	9
10 食肉衛生検査所(建物)平面図	10
11 検査関係主要備品	11
12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)	12
13 食肉衛生検査所への交通案内図	13
14 南部市場全図	14
第2章 と畜検査	16
1 と畜検査の概要	
(1) と畜検査頭数	17
(2) と畜検査の結果に基づく措置について	17
(3) 精密検査	17
(4) 動物用医薬品検査	17
(5) その他	17
2 と畜検査頭数	
(1) 月別と畜検査頭数	18
(2) と畜検査頭数の推移(平成25年度～平成29年度)	18
(3) 産地別と畜検査頭数	19
3 と畜検査結果に基づく措置	
(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)	20
(2) 全部廃棄	21
(3) 一部廃棄	22
(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)	25

4	精密検査件数	
(1)	総数	26
(2)	牛	27
(3)	こ牛	28
(4)	豚	29
5	食肉中の残留動物用医薬品検査結果	
(1)	検査頭数及び検査項目数	30
(2)	行政処分	30
第3章 衛生監視指導		31
1	中央卸売南部市場内における衛生監視指導	
(1)	衛生監視指導	32
(2)	微生物等汚染検査	32
(3)	と畜場における HACCP 導入に伴う衛生監視指導	33
2	市内食鳥処理施設における衛生指導等	
(1)	食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別	35
(2)	食鳥処理施設の監視指導件数、区別	36
(3)	認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別	37
(4)	検査件数	38
第4章 保健所搬入検体の検査		39
1	生食用食肉処理施設微生物汚染検査	40
2	苦情食品の病理組織学的検査	40
第5章 講習会・研修・見学等		41
1	講習会、見学等実施回数および参加者	42
2	研修	43
3	作業衛生責任者講習会の実施	45
4	食肉・花き市場まつり 2017 への協力	45
第6章 調査研究		46
1	研究発表抄録	
(1)	豚の胸部腫瘍	47
(2)	と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて	48
(3)	病理学的検査によるつくね中の異物の同定について	53

(4) 名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策 . . .	56
(5) 豚の全身性メラノーシスの1例	58
2 研究・発表一覧 (平成19年度～平成29年度)	60

第 1 章 食肉衛生検査所の概要

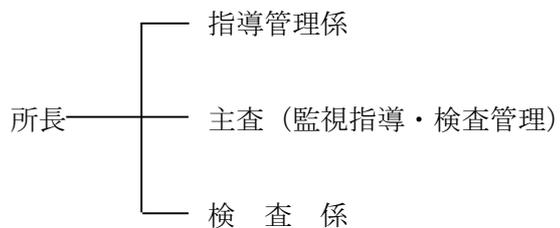
1 沿革

昭和 6 年 9 月	中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場	
昭和 25 年 5 月	屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。	と畜検査員 3 名
昭和 28 年 7 月	組織変更により保健福祉局を衛生局、民生部（その後民生局）に再編、衛生局の所管となる。	
昭和 28 年 8 月	屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。	
昭和 30 年 10 月	愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。	
	名古屋市と畜場 3 名 小田井と畜場 2 名	計 5 名
昭和 37 年 4 月	公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。	
	検査第一係 4 名 検査第二係 4 名	計 8 名
昭和 40 年 3 月	小田井と畜場改築	
昭和 40 年 6 月	食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。	
	所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名	計 14 名
昭和 41 年 3 月	食肉衛生検査所建物完成	
昭和 45 年 3 月	増設工事完成(微生物室、その他)	
昭和 45 年 4 月	管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。	
	所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名	
	検査第三係(小田井と畜場) 5 名	計 22 名
昭和 46 年 4 月	検査第一係 4 名となる。	計 23 名
昭和 48 年 4 月	検査第三係 7 名となる。	計 25 名
昭和 48 年 6 月	小田井と畜場検査室改築完成	
昭和 49 年 4 月	検査第二係 10 名となる。	計 26 名
昭和 59 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 27 名
昭和 63 年 1 月	増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)	
平成 元年 12 月	庁舎改修工事完成	
平成 3 年 3 月	庁舎改修(倉庫、車庫)	
平成 3 年 4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。	
平成 5 年 11 月	庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)	
平成 6 年 4 月	主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1 名	
平成 6 年 6 月	小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)	
平成 7 年 4 月	検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。	
	所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名	
	検査第二係 13 名	計 24 名
平成 8 年 11 月	庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)	
平成 8 年 12 月	と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)	

平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 13 年 10 月	BSE 全頭検査始まる。	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名 検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。名古屋 市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名
平成 25 年 7 月	BSE 検査対象が 48 ヶ月齢超等になる。	
平成 26 年 4 月	管理係 6 名(うち嘱託 1 名)、検査第一係 6 名となる。	計 29 名
平成 27 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 28 名
平成 29 年 4 月	組織改編により、2 係(指導管理係 6 名・検査係 18 名 (うち嘱託 2 名)) 1 主査(監視指導・検査管理)となる。 健康牛の BSE 検査を廃止。 市内全域の食鳥処理施設の監視指導業務を当所に集約する。	計 26 名

2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康福祉局副局长—健康部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		事務職員	と畜検査員	と畜検査補助員	計
所 長			1		1
指導管理係	係 長	1			6
	主 事	1			
	獣医師		4		
主査 (監視指導・検査管理)	主査		1		1
検査係	係 長		1		18
	獣医師		15		
	嘱 託			2	
計		2	22	2	26

4 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 39 号

最終改正平成 29 年規則第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条による報告の請求及び臨検検査又は収去に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (2) 食品衛生法第 30 条第 2 項による監視又は指導に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3) 食品衛生法第 54 条による行政処分に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 2 食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 6 条第 1 項による指示並びに同条第 5 項及び第 8 項による命令に関すること(食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令(平成 27 年政令第 68 号。以下「食品表示委任政令」という。)第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたもの(同項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに関するものを除く。以下同じ。))に限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 3 食品表示法第 8 条第 1 項による報告の請求、物件の提出、立入検査、質問又は収去に関すること(食品表示委任政令第 7 条第 1 項の規定により市長の権限とされたものに限る。)(名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)
- (3)の 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 3 条による許可及び第 6 条第 1 項による変更の許可に関すること。
- (3)の 5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項、第 12 条第 6 項、第 14 条及び第 17 条第 1 項第 4 号による届出の受理に関すること。
- (3)の 6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条第 1 項から第 3 項までによる食鳥検査に関すること。
- (3)の 7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項による確認規程の認定及び同条第 2 項による確認規程の変更の認定に関すること。
- (3)の 8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 7 項による報告の受理に関すること。
- (3)の 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 8 項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。
- (3)の 10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 9 項による指導及び助言に関すること。

- (3)の11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関すること。
- (3)の12 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項による報告の請求並びに第38条第1項による立入り、検査、質問及び収去に関すること。
- (3)の13 と畜場法(昭和28年法律第114号)第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第13条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第14条による検査及びと畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第5条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第16条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第17条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第18条による施設の使用制限又は停止命令に関すること。
- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。
用に供するため又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医療機器及び再生医療等製品の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附 則(平成29年規則第45号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日

達第 23 号

最終改正 平成 29 年達第 9 号

第 1 条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。

第 2 条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第 3 条 検査所に次の組織を置く。

指導管理係

主査(1)

検査係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

指導管理係

(1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関する事。

(2) 人事及び予算経理に関する事。

(3) 検査手数料手数料の徴収に関する事。

(4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関する事。

(5) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関する事。

(6) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関する事。

(7) 食鳥肉等の衛生に関する事。

(8) 他係の主管に属しない事。

主査(監視指導・検査管理)

(1) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整に関する事。

(2) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関する事。

(3) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に係る相談に関する事。

(4) 肉、内臓等の精密検査の管理に関する事。

検査係

(1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関する事。

(2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関する事。

(3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関する事。

(4) 肉、内臓等の精密検査に関する事。

(5) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関する事。

(6) 人獣共通感染症の調査に関する事。

3 係に係長を置く。

4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

6 所長は、特別の必要があると認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

第 4 条 所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を健康部長に報告しなければならない。

附 則(平成 29 年達第 9 号)

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

6 公所長以下代決規程

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正 平成 30 年達第 38 号

別表第 2 健康福祉局の項中
食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。
- 2 と畜場法第 8 条（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）による解任命令に関すること。

附 則

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

7 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正 平成 23 年達第 27 号

食肉衛生検査所分

局	課又は公所等	職員の範囲	勤務時間等			
			勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生検査所	全職員	A	午前 8 時から 午後 4 時 30 分まで	45 分	日曜日及び 土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 8 時から 午後 4 時 45 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	

8 特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号
最終改正 平成 23 年規則第 41 号

食肉衛生検査所関係分

勤 務 内 容	勤務内容の細分	手 当	
		金 額	備 考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と畜検査員の業務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額 850 円	

9 と畜検査手数料等

(1) と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

(2) と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり 300 円

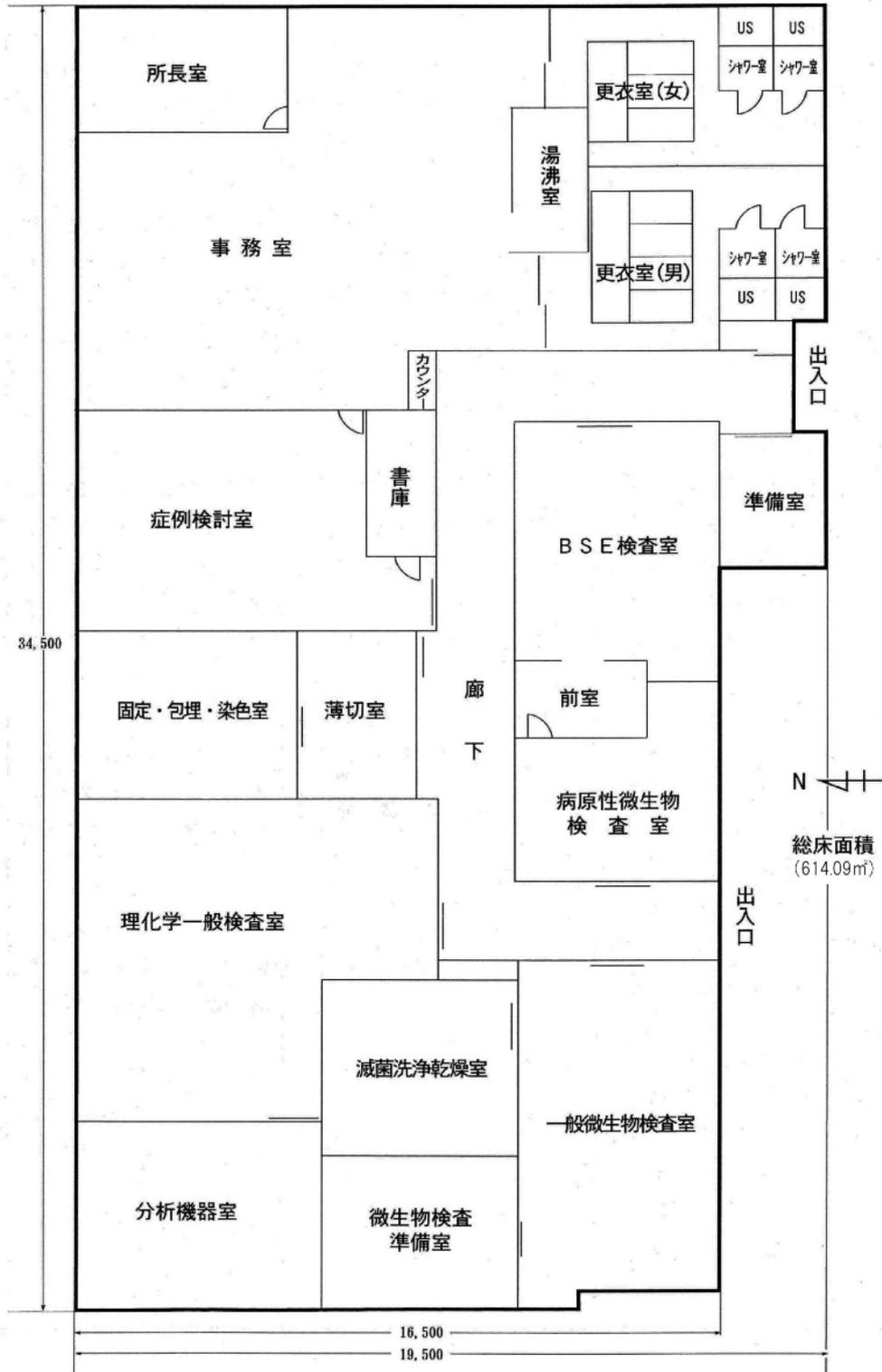
(3) と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区 分	牛	こ牛・豚	豚（大貫）
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭	720 円／頭

(4) とさつ解体料

区 分	牛	牛（経産牛）	こ牛・豚	豚（大貫）
とさつ解体料（外税）	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭

10 食肉衛生検査所（建物）平面図



11 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	2	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1
メディカルフリーザー	1	カメラ	2	電子てんびん	3
煮沸消毒器	1	恒温槽	1	直示てんびん	1
オートクレーブ	3	自動固定包埋装置	1	薬品用冷蔵庫	2
乾熱滅菌器	1	ミクロトーム	1	自動血球計数装置	2
ろ過装置	1	凍結切片作製装置	1	血清分析システム	1
ミキサー(かくはん器)	1	パラフィン伸展器	1	ポケット線量計	1
マイクロチューブミキサー	1	パラフィン溶融器	1	pHメーター	2
ストマッカー	1	スライドケース	2	遠心機	2
クリーンベンチ	2	スライド映写装置	1	振とう機	3
コロニーカウンター	2	光学顕微鏡	1	純水製造装置	1
実体顕微鏡	1	顕微鏡写真撮影装置	1	超音波洗浄器	5
光学顕微鏡	2	顕微鏡ティーチング装置	1	ユニスタンド	2
蛍光顕微鏡	1	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	ホモジナイザー	2
ウォーターバス	2	薬品用冷蔵庫	1	分注器	4
ふるはん器	4	ドラフトチャンバー	1	ドラフトチャンバー	3
ガスパック嫌気ジャー	6	顕微鏡装置	1	ユニポンプ	2
低温恒温槽	6			高速液体クロマトグラフ	2
PCR法機器一式	2			(紫外・可視検出器	
ビーズ用マグネット	2			蛍光検出器	
中心温度計	3			多波長検出器)	
最高最低温度計	1			恒温器	1
アルミブロック	3			溶媒回収装置	3
細胞破砕機	2			かくはん機	4
マイクロプレートウォッシャー	1			線量計	1
安全キャビネット	3			濃縮装置	3
遠心機	3			ドライアスピレーター	1
プレートリーダー	2				
乾燥器	1				
製氷機	1				
恒温槽	3				

13 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

●自動車

- ・名古屋高速4号東海線 (名古屋方面から) 船見IC出口降りてすぐ
- ・伊勢湾岸自動車道路 名港潮見ICから約10分
- ・名四国道 竜宮ICから約7分
- ・中部国際空港から 車で約40分 (セントレアライン・知多半島道路経由)

●電車

- ・名古屋鉄道常滑線 大同町駅・柴田駅より徒歩25分

●市バス

- ・船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所 (名古屋市中央卸売市場南部市場内)

名古屋市港区船見町1番地の39 (〒455-0027)

電話 052-611-4929

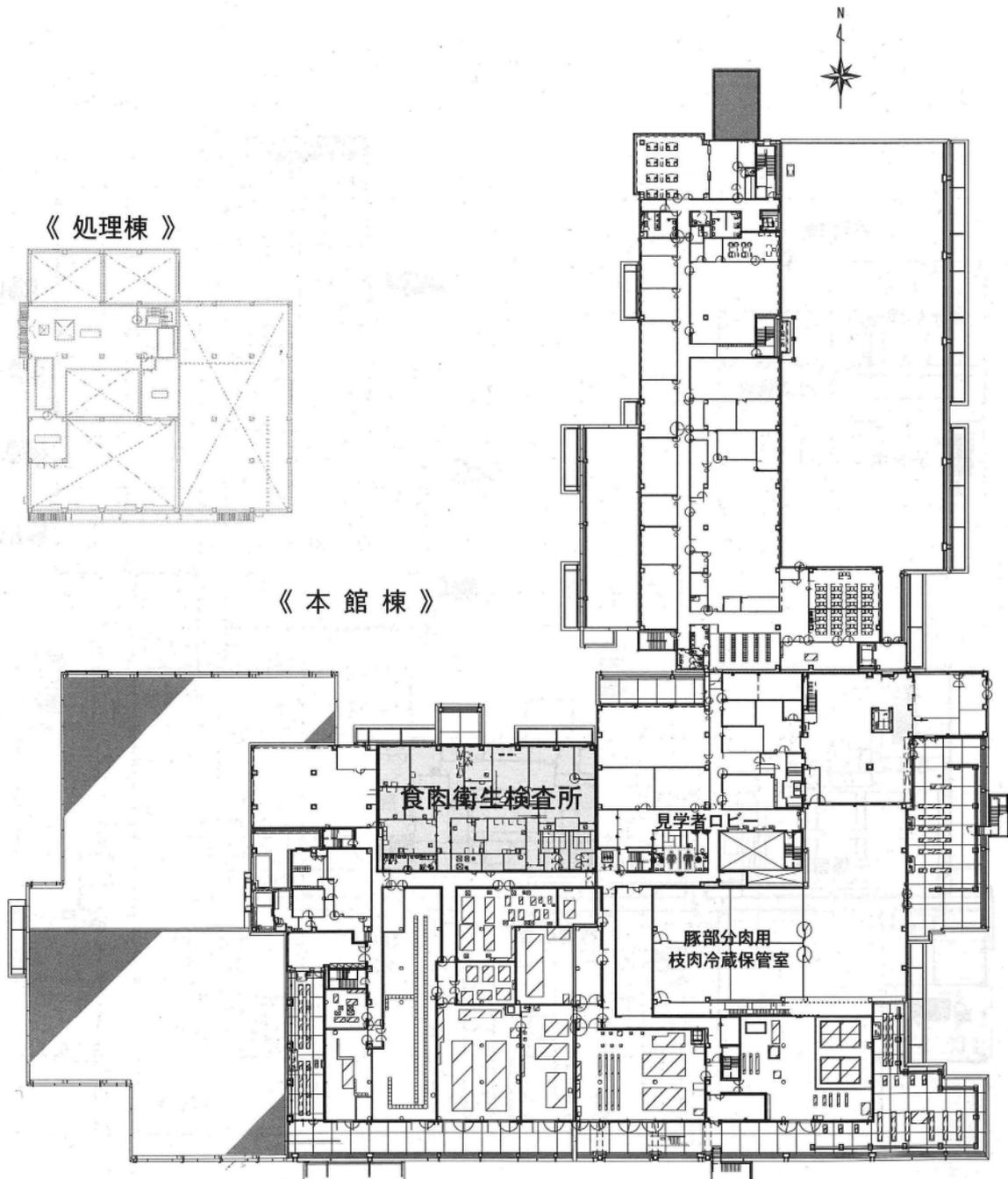
FAX 052-611-7566

E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、220,065頭で、前年度に比較して5,520頭の増であった。

畜種別内訳は、牛8,202頭（前年度より846頭の増）、豚211,857頭（前年度より4,675頭の増）、こ牛は6頭（前年度より1頭の減）であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 解体禁止・・・・・・・・・・0頭

イ 全部廃棄・・・・・・・・・・152頭

（全部廃棄の内訳）

牛（16頭）・・・・水腫8頭、尿毒症3頭、牛白血病4頭、敗血症1頭

こ牛（2頭）・・・・水腫2頭

豚（134頭）・・・・敗血症69頭（疣心型68頭、その他1頭）、膿毒症48頭、
水腫7頭、腫瘍1頭、豚丹毒4頭、サルモネラ病1頭、
尿毒症1頭、炎症又は炎症産物による汚染1頭、白血病2頭

ウ 一部廃棄・・・・・・・・・・98,548頭

総頭数に占める一部廃棄頭数の割合は44.8%にあたり、「炎症または炎症産物による汚染」の廃棄数が一部廃棄総数の88.5%を占めている。

(3) 精密検査

精密検査延頭数は、207頭（牛84頭、こ牛5頭、豚118頭）であった。

検査項目別延件数は、5,520件であり、そのうち敗血症のための検査が、3,648頭で66.1%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明に、理化学検査は、尿毒症・水腫等を中心に実施した。

(4) 動物用医薬品検査

残留動物用医薬品検査延頭数は、1,560頭（牛86頭、豚1,474頭）、検体数は4,622件（牛258件、豚4,364件）であった。検査項目数は6,601件であり、項目内訳は抗生物質（ディスク法）検査が4,622件、ホルモン剤、合成抗菌剤等の検査は1,979件であった。

(5) その他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。

また、これにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

各種機関からの研修の受け入れを行った。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上をはかるため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施するほか、食肉・食品関連のイベントにおいて、リーフレットの配布等を行った。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した（牛1件、豚3件、豚足8件、牛原皮1件、豚原皮2件）。また、対タイ輸出食肉衛生証明書（50件）及び対ベトナム輸出食肉衛生証明書（1件）を交付した。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	検査 日数	計	牛			こ牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	247	220,065	7,265	937	8,202	6	211,857
4	20	16,547	508	76	584	—	15,963
5	22	17,149	515	82	597	—	16,552
6	21	16,868	611	70	681	—	16,187
7	19	15,860	546	74	620	1	15,239
8	21	17,677	527	83	610	—	17,067
9	20	17,274	601	73	674	1	16,599
10	21	19,108	518	87	605	1	18,502
11	22	21,283	825	89	914	—	20,369
12	22	20,395	723	73	796	1	19,598
1	20	19,392	606	83	689	—	18,703
2	18	17,841	597	79	676	—	17,165
3	21	20,671	688	68	756	2	19,913

(2) と畜検査頭数の推移（平成 25 年度～29 年度）

(単位：頭)

年 度	25	26	27	28	29
牛	8,258	7,716	7,037	7,356	8,202
こ 牛	6	15	1	7	6
豚	215,646	200,763	205,965	207,182	211,857

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位：頭)

出荷地	28年度	29年度	牛	こ牛	豚
総計	214,545	220,065	8,202	6	211,857
北海道	134	119	119	-	-
青森	214	282	282	-	-
岩手	2	240	240	-	-
宮城	-	127	127	-	-
茨城	-	252	252	-	-
栃木	60	25	25	-	-
富山	62	76	76	-	-
福井	226	192	1	-	191
長野	640	596	257	-	339
岐阜	48,232	49,028	197	-	48,831
静岡	2,318	2,761	772	-	1,989
愛知	143,038	147,727	4,803	6	142,918
三重	16,492	15,772	38	-	15,734
滋賀	2,057	1,855	-	-	1,855
福岡	-	13	13	-	-
長崎	-	1	1	-	-
宮崎	519	390	390	-	-
鹿児島	551	609	609	-	-

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

畜種処分 疾病		28年度			29年度			牛			こうし			豚		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄												
廃棄実頭数		1	158	99,835	-	152	98,548	-	16	4,718	-	2	3	-	134	93,827
計		1	158	107,942	-	152	106,346	-	16	5,891	-	2	5	-	134	100,450
細菌病	炭 丹 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サルモネラ症	1	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
	結核病	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	ブルセラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破傷風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放線菌病	-	-	1	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウイルス・リケッチア病	豚コレラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	3	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	
原虫病	トキソプラズマ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	のう虫病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジストマ病	-	-	5	-	-	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿毒症	-	40	-	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-
	敗血症	-	84	-	-	70	-	-	1	-	-	-	-	-	69	-
	尿毒症	-	4	-	-	4	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-
	黄疸	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水腫	-	12	873	-	17	659	-	8	186	-	2	-	-	7	473
	腫瘍	-	5	11	-	3	9	-	-	1	-	-	-	-	3	8
	中毒諸症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症又は炎症産物による汚染	-	2	88,981	-	1	87,183	-	-	3,304	-	-	3	-	1	83,876
	変性又は萎縮	-	2	3,254	-	-	4,223	-	-	823	-	-	1	-	-	3,399
	伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	14,817	-	-	14,263	-	-	1,568	-	-	1	-	-	12,694

(2) 全部廃棄：全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを廃棄する措置
ア 全部廃棄理由

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚
敗 血 症	1	—	69
膿 毒 症	—	—	48
水 腫	8	2	7
腫 瘍	—	—	3
尿 毒 症	3	—	1
牛 白 血 病	4	—	—
豚 丹 毒	—	—	4
サルモネラ病	—	—	1
変性又は萎縮	—	—	—
炎症又は炎症産物による汚染	—	—	1
黄 疸	—	—	—
計	16	2	134

(3) 一部廃棄

ア 一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
1	肝包膜炎	9	0	3,860	3,869
2	肝炎	2,196	2	7,229	9,427
3	胆管炎	345	0	0	345
4	肝小葉壊死	84	0	0	84
5	肝蛭症	7	0	0	7
6	脂肪肝	72	0	576	648
7	肝富脈斑	1	0	0	1
8	好酸球性小葉間静脈炎	46	0	0	46
9	肝膿瘍	199	0	41	240
10	肝硬変	1	0	0	1
11	うっ血肝	20	0	46	66
12	肝その他	0	0	2	2
13	褪色肝	18	0	1,758	1,776
14	鋸屑肝	198	0	0	198
15	肝メラニン沈着	2	0	0	2
16	寄生虫性肝炎	0	0	5,222	5,222
17	肝抗酸菌症	0	0	11	11
18	肝混濁	1	0	2	3
19	心外膜炎	26	0	7,846	7,872
20	心筋変性	1	0	49	50
21	心筋出血	22	0	43	65
22	心肥大	1	0	133	134
23	心筋炎	0	0	1	1
24	心筋膿瘍	0	0	4	4
25	心メラニン沈着	1	0	0	1
26	肺炎	148	1	20	169
27	胸膜炎	322	0	8,599	8,921
28	異物吸入肺	29	0	0	29
29	血液吸入肺	144	0	2,919	3,063
30	肺その他	2	0	3	5

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
31	肺膿瘍	16	0	2,917	2,933
32	肺気腫	176	0	238	414
33	豚流行性肺炎（MPS）	0	0	32,918	32,918
34	胸膜肺炎（ヘモ、APP）	0	0	5,011	5,011
35	化膿性肺炎	37	0	376	413
36	胃炎	8	0	0	8
37	小腸炎	83	0	0	83
38	腸炎	11	0	12,977	12,988
39	大腸炎	22	0	0	22
40	胃腸炎	51	3	2	56
41	直腸周囲脂肪壊死	132	0	0	132
42	腸間膜脂肪壊死	115	0	0	115
43	腸間膜リンパ節乾酪壊死	0	0	965	965
44	腸気泡症	0	0	37	37
45	ヘルニア	0	0	1,407	1,407
46	増殖性腸炎	0	0	661	661
47	横隔膜膿瘍[サガリ]	5	0	0	5
48	横隔膜変性[サガリ]	36	0	0	36
49	横膜炎[サガリ]	135	0	0	135
50	横隔膜膿瘍	60	0	503	563
51	横隔膜変性	5	0	0	5
52	横膜炎	52	0	2,527	2,579
53	腎炎	81	3	633	717
54	腎周囲脂肪壊死	150	0	0	150
55	腎膿瘍	4	0	18	22
56	腎変性	0	0	40	40
57	腎結石	10	0	0	10
58	腎点状出血	4	0	44	48
59	腎梗塞	0	0	4	4
60	のう胞腎	2	0	1,935	1,937

一部廃棄件数（続き）

No.	疾病名	牛	子牛	豚	合計
61	萎縮腎	0	0	102	102
62	腹膜炎	1	0	7,333	7,334
63	頭部膿瘍	1	0	7	8
64	頭部放線菌症	2	0	0	2
65	舌炎	2	0	0	2
66	舌変性	1	0	0	1
67	膀胱炎	2	0	0	2
68	膀胱結石	2	0	0	2
69	子宮蓄膿症	0	0	1	1
70	子宮内膜炎	0	0	6	6
71	乳房炎	1	0	1	2
72	脾腫	0	0	11	11
73	脾炎	2	0	71	73
74	捻転脾	0	0	15	15
75	筋肉膿瘍	36	0	5,791	5,827
76	筋肉出血	1,229	1	6,068	7,298
77	筋肉変性	130	1	886	1,017
78	筋肉水腫	186	0	473	659
79	関節炎	1	0	761	762
80	骨折	8	0	250	258
81	異所骨形成	0	0	22	22
82	奇形	0	0	3	3
83	黒色腫(メラノーマ)	0	0	6	6
84	筋炎	1	0	7	8
85	脱臼	0	0	14	14
86	脊椎膿瘍	0	0	187	187
87	尾咬症	0	0	26	26
88	鼻炎	0	0	2	2
89	尾炎	1	0	0	1

(4) 事故畜と室におけると畜検査（再掲）

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等（病畜）は一般のと畜ではなく、専用の事故畜と室でと畜解体及びと畜検査を実施した。

ア 月別検査頭数

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚	計
4月	9	-	142	151
5月	2	-	130	132
6月	7	-	129	136
7月	5	1	138	144
8月	9	-	160	169
9月	7	1	158	166
10月	5	1	172	178
11月	7	-	142	149
12月	4	1	149	154
1月	4	-	140	144
2月	3	-	175	178
3月	3	1	152	156
計	65 (0.79%)	5 (83.33%)	1,787 (0.84%)	1,857 (0.84%)

注：(%)は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

イ 検査結果

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚	計	
病 畜 検 査	65	5	1,787	1,857	
と さ つ ・ 解 体 禁 止	-	-	-	-	
全 部 廃 棄	と 畜 場 法 に よ る	7	2	1,316	1,325
	食 品 衛 生 法 に よ る	-	-	-	-
一 部 廃 棄	57	3	62	121	

4 精密検査件数

(1) 総 数

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	207	91	1,362	259	2,167	1,565	82	4	11	104	113	593	548	16			58	5,520
病畜の一般検査	71		71	142			71					496	454					1,163
敗 血 症	93	70	1,015	95	1,978	1,526	1			8	25	7	8					3,648
膿 毒 症																		
豚丹毒	(敗血症型)	3	2	23	2	45	12										2	61
	(皮膚型)	1	1	3		6	12										3	21
	(関節炎型)	11		81		77												77
トキソプラズマ病																		
腫 瘍	5	1	45						5	49	41							95
牛 白 血 病	4	4	40	4			2	2	6	36	36	20	16				18	140
白 血 病	2	1	13					2		11	11	7						31
黄 疸	1		3									7	3	1			1	12
尿 毒 症	5	4	19	6			3					21	21	15			15	81
水 腫	7	7	9	10			5					35	46				3	99
炎 症																		
変 性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症	4	1	40		61	15											16	92
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2) 牛

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	84	13	160	155	40	12	77	2	6	54	36	551	505	10	0	0	31	1,479
病畜の一般検査	68		68	136			68					475	430					1,109
敗血症	2	1	21	3	40	12	1					7	8					71
膿毒症																		
豚丹毒	(敗血症型)																	
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)																	
トキソプラズマ病																		
腫瘍	1		9							18	9							18
牛白血病	4	4	40	4			2	2	6	36	36	20	16				18	140
白血病																		
黄疸	1		3									7	3	1			1	12
尿毒症	3	3	12	6			3					21	18	9			9	66
水腫	5	5	7	6			3					21	30				3	63
炎症																		
変性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
その他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3) 小牛

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	5	2	5	10			5					35	40					90
病畜の一般検査	3		3	6			3					21	24					54
敗血症																		
膿毒症																		
豚丹毒	(敗血症型)																	
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)																	
トキソプラズマ病																		
腫瘍																		
牛白血病																		
白血病																		
黄疸																		
尿毒症																		
水腫	2	2	2	4			2					14	16					36
炎症																		
変性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
その他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4) 豚

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総数	118	76	1,197	94	2,127	1,553		2	5	50	77	7	3	6			27	3,951
病畜の一般検査																		
敗血症	91	69	994	92	1,938	1,514				8	25							3,577
膿毒症																		
豚丹毒	(敗血症型)	3	3	23	2	45	12										2	61
	(皮膚型)	1	1	3		6	12										3	21
	(関節炎型)	11		81		77												77
トキソプラズマ病																		
腫瘍	4	1	36						5	31	41							77
牛白血病																		
白血病	2	2	13					2		11	11	7						31
黄疸																		
尿毒症	2	1	7										3	6			6	15
水腫																		
炎症																		
変性																		
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症	4	1	40		61	15											16	92
その他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 食肉中の残留動物用医薬品検査結果

ア 検査頭数及び検査項目数

種類項目		総数	牛		豚	
			検査頭数	検体数	検査頭数	検体数
検査頭数		1,560	86		1,474	
検体数		4,622	258		4,364	
項目数		6,601	573		6,028	
その他	抗生物質（ディスク法）	4,622	258		4,364	
ホルモン剤	酢酸トレンボロン	73	12		61	
	酢酸メレンゲステロール	73	12		61	
寄生虫駆除剤	アルベンダゾール	73	12		61	
	オキシベンダゾール	73	12		61	
	クロサンテル	73	12		61	
	ジクラズリル	73	12		61	
	フルベンダゾール	73	12		61	
抗生物質	オキシテトラサイクリン	14	0		14	
	クロルテトラサイクリン	14	0		14	
	テトラサイクリン	14	0		14	
	分別推定法	39	3		36	
合成抗菌剤	エトパベート	73	12		61	
	オルメトプリム	73	12		61	
	クロピドール	73	12		61	
	スルファキノキサリン	73	12		61	
	スルファクロルピリダジン	73	12		61	
	スルファジアジン	73	12		61	
	スルファジミジン	73	12		61	
	スルファジメトキシシ	73	12		61	
	スルファチアゾール	73	12		61	
	スルファドキシシ	73	12		61	
	スルファピリジン	73	12		61	
	スルファベンズアミド	73	12		61	
	スルファメトキサゾール	73	12		61	
	スルファメトキシピリダジン	73	12		61	
	スルファメラジン	73	12		61	
	スルファモノメトキシシ	73	12		61	
	トリメトプリム	73	12		61	
	ナイカルバジン	73	12		61	
殺菌剤	チアベンダゾール	73	12		61	

イ 行政処分

(単位：頭)

行政処分	事故畜・保留畜			健康畜		
	牛	豚	検出薬剤	牛	豚	検出薬剤
と畜場法による廃棄	—	—	—	—	—	—

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 中央卸売市場南部市場内における衛生監視指導

(1) 衛生監視指導

と畜解体工程の他、枝肉の冷蔵庫保管・入出庫時の取扱い、輸送時の取扱い等の衛生監視を行った。

また、気温の高い夏期や、と畜頭数の増大する年末には、南部市場内に併設された食肉処理・販売業者等に食肉や施設の衛生保持を喚起するため衛生監視を強化し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理を指導した。

ア と畜衛生指導

と畜場の施設・設備、清掃状況、汚物・排水・廃棄物等の適正処理について監視するとともに、と畜解体作業における HACCP システムの考え方に沿った衛生管理について指導助言した。また、微生物汚染検査を定期的を実施し、改善の必要な事項について市場管理者や作業管理者に通知・指導した。

イ 食品衛生監視指導

(ア) 許可を要する食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食肉処理業	9	1,673
食肉販売業	4	82
食品の冷凍又は冷蔵業	1	6

(イ) 許可を要しない食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食品販売業	7	7

(2) 微生物等汚染検査

牛 80 頭、豚 80 頭について枝肉の拭き取り検査を実施し、一般細菌数、出血性大腸菌 O157・O26・O111・O103・O121・O145 及びサルモネラ等について微生物汚染状況を調査した。

ア と畜拭き取り

区分	検体数	項目数合計	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	O157	O26	O111	O103	O121	O145	サルモネラ	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター
総数	160	960	160	160	160	40	40	40	40	40	40	80	80	80
牛枝肉 拭取り	80	600	80	80	80	40	40	40	40	40	40	40	40	40
豚枝肉 拭取り	80	360	80	80	80	-	-	-	-	-	-	40	40	40

イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	41	82

ウ 食肉処理施設等拭き取り検査

検 体	検体数	項目数合計	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	黄色ブドウ球菌	O157	O26	O111	O103	O121	O145
食肉処理施設等	63	512	63	63	63	11	52	52	52	52	52	52

(3) と畜場における HACCP 導入に伴う衛生監視指導等

HACCP を用いた衛生管理の導入に対し必要な助言や講習会、リーフレット配布、牛枝肉等の拭き取り検査等を行い、HACCP 導入推進を促した。

ア HACCP 衛生監視指導

監視期間	対象業種	工程管理に基づく施設の分類及び施設数					計
		HACCP 導入型基準による衛生管理	HACCP 導入型基準による衛生管理（一部）	HACCP の導入に取り組んでいる施設	左記以外の従来型基準による衛生管理	いずれの基準も満たさない	
7 月	食肉処理業	3	-	-	5	-	8
	と 畜 場	-	-	1	-	-	1
11 月	食肉処理業	3	-	-	5	-	8
	と 畜 場	-	1	-	-	-	1

イ HACCP 関連拭き取り検査

区 分	検 体 数	項 目 数	検 査 件 数		
			一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数
豚 枝 肉	114	342	114	114	114

ウ HACCP チーム会議への出席

名古屋市南部市場関係団体で構成された HACCP チーム会議にオブザーバーとして 9 回出席した。

ウ 食品衛生自主管理認定制度等に係る業務実績

中央卸売市場南部市場内の施設を対象に、名古屋市食の安全・安心条例第 19 条に基づく食品衛生自主管理認定の推進及びと畜場の衛生管理向上を目的として指導等を行った。

業 種 (中央卸売市場 南部市場内施設)	施 設 数	延 指 導 件 数								指 導 票 交 付 数	備 考 (指導内容)
		相 談			立 入						
		事 前 指 導 ・ 相 談	認 定 後 指 導 ・ 相 談	計	立 入 事 前 指 導	実 地 審 査	履 行 状 況 確 認	認 定 変 更 確 認	計		
食 肉 卸 売 業	1	10	-	10	-	-	-	-	-	-	認定推進等
と 畜 解 体 業	1	31	-	31	1	-	-	-	1	-	認定推進等
と 畜 場	1	12	-	12	-	-	-	-	-	-	認定推進等
計	3	53	-	53	1	-	-	-	1	-	

2 市内食鳥処理施設における衛生指導等

市内食鳥処理場はすべて年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の微生物汚染検査を行っている。

(1) 食鳥処理事業の施設数と食鳥処理衛生管理者の配置数、区別

	食鳥処理事業の施設数			食鳥処理衛生管理者*注2の配置数
	食鳥処理場*注1		届出食肉販売業	
	生鳥から処理	とたいから処理		
28年度総数	2	30	1	40
29年度総数	2	31	1	41
千種	-	2	-	3
東	1	1	-	3
北	-	2	-	3
西	-	5	-	7
中村	-	6	-	6
中	-	3	-	3
昭和	-	2	1	3
瑞穂	-	3	-	3
熱田	1	2	-	5
中川	-	1	-	1
港	-	-	-	-
南	-	3	-	3
守山	-	-	-	-
緑	-	-	-	-
名東	-	1	-	1
天白	-	-	-	-

注1:食鳥処理場施設数は当該年度に稼働実績のあった施設の数を計上。

注2:食鳥処理衛生管理者数は当該年度に稼働実績のあった施設の管理者数を計上。

(2) 食鳥処理施設の監視指導件数、区別

	食鳥処理場			届出食肉販売業
	総 数	生鳥 から 処理	と た い か ら 処 理	
28年度総数	67	18	49	-
29年度総数	44	9	35	-
千種	3	-	3	-
東	6	4	2	-
北	2	-	2	-
西	6	-	6	-
中村	7	-	7	-
中	3	-	3	-
昭和	2	-	2	-
瑞穂	3	-	3	-
熱田	7	5	2	-
中川	1	-	1	-
港	-	-	-	-
南	3	-	3	-
守山	-	-	-	-
緑	-	-	-	-
名東	1	-	1	-
天白	-	-	-	-

(3) 認定小規模食鳥処理業者の確認状況、区別

	食鳥処理羽数	基準適合羽数	不適合羽数	基準不適合の理由					
				生体の状況	体表の状況		体壁内側の状況	内臓の状況	
					廃棄	全部廃棄		一部廃棄	内臓部分廃棄
				廃棄	全部廃棄	一部廃棄	廃棄	内臓部分廃棄	内臓全部廃棄
28年度合計	495,819	469,113	7,958	-	1,877	1,770	884	2,371	963
29年度合計	505,905	497,939	8,064	645	1,736	1,723	860	2,171	917
千種	4,407	4,397	10	-	-	3	5	1	-
東	214,720	212,692	2,128	645	578	905	-	-	-
北	4,395	4,395	-	-	-	-	-	-	-
西	9,728	9,713	15	-	-	5	-	1	-
中村	59,327	59,318	9	-	-	-	2	6	-
中	2,453	2,453	-	-	-	-	-	-	-
昭和	246	245	1	-	-	-	-	-	-
瑞穂	4,683	4,681	-	-	-	-	-	-	-
熱田	194,273	188,372	5,901	-	1,158	810	853	2,163	917
中川	1,050	1,050	-	-	-	-	-	-	-
港	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南	7,264	7,264	-	-	-	-	-	-	-
守山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名東	3,359	3,359	-	-	-	-	-	-	-
天白	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 検査件数

区 分	検体数	項目数	項 目 数 内 訳				
			一般 細菌数	大腸菌群 数	サルモネラ	黄色ブドウ 球菌	カンピロ バクター
総数	36	148	36	36	36	4	36
処理水	12	48	12	12	12	-	12
拭き取り	20	80	20	20	20	-	20
ささみ	4	20	4	4	4	4	4

第4章 保健所搬入検体の検査

1 生食用食肉処理施設微生物汚染検査

市内には牛の生食用食肉処理施設（調理施設 3ヶ所、加工施設 2ヶ所）がある。「食品、添加物等の規格基準」に基づき保健所が監視指導のため検体の収去及び施設の拭き取りを実施しており、食肉衛生検査所はこれらの検体の微生物汚染検査を行っている。

(1) 検査件数

検体名	検体数	項目数	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	腸内細菌科菌群	O157	O26	O111	O103	O121	O145	サルモネラ	カンピロバクター
拭き取り	58	526	41	41	58	58	41	41	41	41	41	41	41	41

2 苦情食品の病理組織学的検査

食肉衛生検査所では、市内の保健所に持ち込まれた食品中の異物に関する苦情相談事例について、特に食肉に由来すると思われる異物についての相談を保健所から受け付け、必要に応じて病理組織学的検査を実施している。平成 29 年度は以下の 1 件の相談事例があった。

異物	染色法	結果
つくね中の硬質異物	HE	鳥類の骨（*推定）

第5章 講習会・研修・見学等

1 講習会、見学等実施回数および参加者

参 加 者 数			うち他府県市からの参加者	
区 分	実施回数	参加者	実施回数	参加者
計	13回	129人	3回	44人
4月	1	2	—	—
5月	1	4	—	—
6月	1	36	1	36
7月	—	—	—	—
8月	1	4	1	4
9月	3	27	—	—
10月	—	—	—	—
11月	1	4	1	4
12月	2	5	—	—
1月	—	—	—	—
2月	3	47	—	—
3月	—	—	—	—

2 研修

月 日	内 容	受講者 ○発表者
4月14日	全国食肉衛生検査所協議会東海北陸ブロック第1回 所長会議	村松
5月18日	理化学試験の基礎実技研修	野田
5月30日	タカラバイオセミナー	大島
6月16日	第4回FDSC食品衛生精度管理セミナー	松本
7月12日～13日	平成29年度全国食肉衛生検査所所長会議及び第53回全 国食肉衛生検査所協議会全国大会	村松
8月2日～4日	第42回組織細胞化学講習会	佐橋
8月28日	第28回臨床獣医師等情報交換会	霞・前田
9月1日	LC-MS スクール	曾田
10月5日	第35回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及 び研修会	曾田
10月25日	全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修会	村松
10月26日	全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック食肉衛 生技術検討会	山岸
11月1日～2日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第3回役員会 病理部会総会及び研修会（第74回病理研修会）	○前田
11月8日～9日	と畜場及び食肉衛生検査所視察研修（金沢市食肉衛生 検査所及び石川県食肉流通センター）	橋本
11月16日	理化学試験の基礎実技研修講座	尾関
11月29日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・研修会	大川
1月22日～23日	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	大川
1月24日	食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	岩田

2月20日	獣医公衆衛生関係研修会	○前田・○野田
2月22日～23日	と畜場及び食肉衛生検査所視察研修(福岡市食肉衛生検査所及び福岡市中央卸売市場)	山口
2月26日	第29回臨床獣医師等情報交換会	井上・野田
3月4日	愛知県獣医師会第56回学術研究発表	○前田
3月13日～14日	と畜場及び食肉衛生検査所視察研修(神奈川県食肉衛生検査所及び神奈川食肉センター)	霞

3 作業衛生責任者講習会の実施

と畜業者の6名から受講申込みがあり、計12科目24時間の講習を6日間（7月25日、8月1日、8月8日、8月22日、8月29日、9月5日）にわたり実施した。

4 食肉・花き市場まつり2017への協力

愛知名港花き地方卸売市場で10月29日に開催されたイベントに参加し、来場者に対しパンフレット配布等食肉の衛生に関する普及啓発等を行った。

第6章 調 査 研 究

1 研究発表抄録

(1) 演 題：豚の胸部腫瘍

(全国食肉衛生検査所協議会病理部会第3回役員会病理部会総会及び研修会(第74回病理研修会) 発表演題)

機 関 名：名古屋市食肉衛生検査所 氏 名：前田麻友子

動 物 名：豚 品種：雑種 性別：去勢 年齢：約6ヶ月齢

病 歴：なし

生 体 所 見：起立不能、横臥

内 臓 所 見：左第6肋骨に8cm×5cm大、右第5肋骨に5.5cm×3cm大の乳白色髓様の腫瘍を認めた。右第5、第9胸椎の脊柱管内腔に剥離容易な乳白色の腫瘍を認めた。右第3、第4肋骨の肋骨肋軟骨関節部に1cm大の扁平な腫瘍を認めた。胸部腫瘍の断面はいずれも乳白色髓様で膨隆していた。内側腸骨リンパ節、腋窩リンパ節、気管リンパ節は軽度に腫脹していた。膀胱は破裂し、膀胱粘膜に出血と炎症を認めた。その他の臓器に著変は認めなかった。

組 織 所 見：組織切片標本において、胸部腫瘍のいずれも、腫瘍細胞の筋間組織への浸潤、増殖を認めた。また一部骨膜を破壊し骨組織への浸潤、増殖を認めた。内側腸骨リンパ節、腋窩リンパ節、気管リンパ節は固有構造が崩壊し、腫瘍細胞がび慢性に増殖し、分裂像を多数認めた。腫瘍細胞は、細胞質は乏しく、核は大小不同、淡明で核小体が明瞭であった。免疫組織化学的検索の結果、CD79a (Dako) および Pax5 (Abcam) 陽性、CD20 (Thermo Scientific) 一部陽性、CD3 (Sigma-aldrich) 陰性であった。

固 定 方 法：20%中性緩衝ホルマリン

切り出し部位：右図

行 政 処 分：全部廃棄 (白血病)

組織診断名：豚のB細胞性リンパ腫

疾病診断名：豚の白血病



(2) と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて
(平成 29 年度業務報告会発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所 ○山口 敏彦 橋本 理恵 山岸 純二郎 村松 智恵子

1 はじめに

平成28年12月に、厚生労働省が開催する「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」の最終とりまとめにおいて、食品衛生法等におけるHACCPによる衛生管理の制度化の方針が示された。と畜場においては、既に平成26年度のと畜場法施行規則一部改正の際、その衛生管理基準について、従来型かHACCP導入型かを選択することとなっていたが、制度化の方針を受け、すべてのと畜場においてCodex委員会の規定する7原則12手順に基づいたHACCPによる衛生管理導入が決定している。こうした流れの中で、現在全国のと畜場が対応に追われているところであるが、名古屋市食肉衛生検査所が所管する名古屋市南部と畜場においては、平成27年からHACCPを用いた高度な衛生管理である名古屋市食品衛生自主管理認定制度（以下「自主管理認定制度」という。）の認定取得に向け、いち早く取り組みを行ってきた。今回は、これまでの取り組み内容について報告する。

2 対象施設・組織について

(1) 施設概要

施設名 : 名古屋市南部と畜場（以下「南部と畜場」という。）

業種 : 牛及び豚のと畜解体、枝肉等の卸売り

出荷・販売先 : 市長が承認した小売業者・加工業者

と畜処理能力 : 牛 100 頭/日、豚 1000 頭/日 (H28 年度処理数 : 牛 7,356 頭、豚 207,182 頭)

従業員数 : と畜場設置者 27 名、と畜業者 125 名、卸売業者 38 名

(2) 自主管理認定を目指す主体

と畜場設置者、と畜業者及び卸売業者の3団体でHACCPチームを構成し、連名での申請を目指した。

・と畜場設置者 : 名古屋市（市民経済局中央卸売市場南部市場 管理課
（以下「管理課」という。））

・と畜業者 : 公益財団法人 名古屋食肉公社（以下「公社」という。）

・卸売業者 : 名古屋食肉市場株式会社（以下「名食」という。）

3 認定取得に向けた取り組みについて

(1) 認定取得を目指すに至った経緯について

平成 27 年 3 月

管理課、公社、名食及び食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）の代表者で構成される「南部市場安全安心連絡会議」で、南部と畜場へのHACCP導入型基準の採択が決定。

管理課・公社・名食の3団体計11名（のちに15名に増員）から成るHACCPチームが設立され、検査所はオブザーバーとしてチームに関与する。

平成 27 年 5 月～平成 29 年 2 月

まず牛解体ラインへのHACCP導入着手が決定し、チーム会議を計20回開催した。

HACCP導入決定当初から自主管理認定申請を視野に入れていたが、平成28年12月のチーム会議から具体的に申請に向けた話し合いがもたれるようになった。

各回の検討内容について、図1に示す。

チーム会議	平成27年5月	6月	7月	8月～平成28年6月	7月	8月	10月	12月	平成29年1月	2月
	第1回	第2回	第3回	第4回～13回	第14回	第15回、16回	第17回	第18回	第19回	第20回
一般的衛生管理の確認	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
製品説明書の作成		■	■							
意図する用途及び対象となる消費者の確認		■	■							
製造工程一覧図の作成		■	■							
製造工程一覧図の現場確認			■	■	■					
危害要因の分析				■	■	■				
重要管理点の決定					■	■	■	■	■	■
管理基準の設定						■	■	■	■	■
モニタリング方法の設定						■	■	■	■	■
改善措置の設定							■	■	■	■
検証方法の設定							■	■	■	■
記録と保存方法の設定							■	■	■	■

図1 HACCP チーム会議の検討内容

(2) 提出書類とりまとめ・事前相談までの状況

HACCP チームが複数団体の混成ということもあり、団体によって取り組み方や考え方が違うことが通常の施設とは大きく異なる特徴である。そのため、チーム設立当初はチーム員同士で各団体内の情報共有が十分でなく、会議運営も形式的で、HACCP に対する意識もなかなか浸透しなかった。しかし、他と畜場への合同視察や管理課や検査所が主催した講習会の実施、検査所での相談受付等を実施した結果、一般的衛生管理の再徹底や作業工程の見直し等、自発的な活動がみられるようになった。

検査所は、オブザーバーという立場であったが、と畜場法施行規則に定められた衛生管理基準として HACCP 導入型基準が選択されたため、それが問題なく機能していくよう、関係各団体のモチベーションを維持していく必要もあった。そのため、以後は自主管理認定取得のサポートという形で積極的な支援を行っていくこととなった。その初期段階においては、作業工程の見直しが行われた際、枝肉・施設の拭き取り検査等を実施し、結果をフィードバックする際に各作業工程における衛生指導、助言を行う等の役割を果たした。

具体的な HACCP プランや記録の作成については、HACCP チームの性質上、どの組織がどの部分を担当するのか決めるのに時間がかかった上、これまでにない様式を作成するため難航した。その中で検査所は、他業種の書類作成例を入手してチームに示すことで作成の手助けを行う等の支援を行った。また、どういった記録様式を作成すればいいのか手掛かりの少ない状況においては、自主管理認定制度の手引きが作成した様式の参考になったと思われる。

以上のような経過で、少しずつ施設に関わる従事者の衛生意識が高まり、書類作成も進んでいった。それでも自主管理認定の申請には十分とは言えない状況であったが、HACCP チームの意向もあり、平成 29 年 3 月 31 日、それまでに作成したすべての申請書類について、食肉衛生検査所で預かり、内容を精査することとなった。

(3) 確認作業の状況

提出された書類が申請を受理するに足るものとなるよう、内容の追加・修正を HACCP チームに助言していくにあたり、記載内容の確認を実施したが、まずそれに非常に多くの時間を要した。その理由の一つとしては、衛生管理マニュアルが 3 団体それぞれに存在し、それらを明確に取りまとめる主体がなかったことが挙げられる。そのため、認定基準を満たすべき内容がどの団体のどの部分に記載されているかをわかりやすく示した書類がなかった。また、施設管理者である管理課が担当する内容については、と畜業者である公社や、外部業者に業務委託している項目が多く、それら内容を膨大な委託仕様書の添付でカバーしていたことも大きい。

以上のような状況で、書類の修正指示を実施していくにあたり、どの項目が認定基準を満たしていないか、それがどの団体のマニュアルのどこに記載してあるかを明確にするため、熱田保健所特別監視班等の助力を仰ぎながら、南部と畜場版のマニュアル対応表を作成した。その一部抜粋を図2に示す。この表の作成で、基準に対応しているのがどの団体のどの部分かが明確となり、また、基準を満たしていない項目も明瞭となった。

認定基準		該当箇所			記載内容について	
		公社	名食	管理事務所		
内容	・施設周辺の清掃手順が示されていること	○		○	管(委託):危5(1)ア(ゴミなどの管理) 管(委託):危5(1)イ(屋外昆虫類駆除(つまり除草+ゴミなどの清掃)) 管(委託):危5(1)エ(屋外排水溝昆虫(排水溝清掃+ゴミなどの清掃)) 管(委託):危5(2)ア(主体搬入車からの汚染洗浄(保留所近接区域路面洗浄・消毒+ゴミ清掃)) 管(委託):危5(2)イ(洗車場・身体汚染バース洗浄) 管(委託):第3(南部市場が管理する緑地(除草(夏季(7月・10月のみ)))) 公マニュアル3(敷地内緑地除草) 公マニュアル3(施設周辺の清掃、保守点検)(公社委託分の仕様書の名称が挙がっているためOKか)	
	・施設周辺の保守点検方法が示されていること	○		○	同上	
頻度・記録の方法等	・施設の立地環境等を考慮し、施設周辺の清掃の頻度を定める	○		○	管(委託):危5(1)ア(毎日(と畜場開場日)) 管(委託):危5(1)イ(イ)(月1~2回) 管(委託):危5(1)エ(履行期間中計2回) 管(委託):危5(2)ア(毎日(と畜場開場日)) 管(委託):危5(2)イ(月1回) 公マニュアル3	
	・施設の立地環境等を考慮し、施設周辺の保守点検の頻度を定める	○		○	同上	
	・その(清掃)実施結果を記録する旨の記載があること。	記録する旨	○		○	管(委託):危7(記録の提出について) 公マニュアル3(記録する旨まで委託仕様書に記載されているためOKか) 公マニュアル3点検結果の記録欄(記録欄には、記載する様式すべてについて、(管理課が保存)等の注釈をつけて記載する必要あり?まとめて↓としてOK?) 公:記録は『管理課にありとするか、同じものを記載する?』
	・その(保守)実施結果を記録する旨の記載があること。	記録する旨	○		○	管(委託):危7(記録の提出について) 公マニュアル3(記録する旨まで委託仕様書に記載されているためOKか) ※公:管:施設周辺の清掃とほぼ同じ内容 公マニュアル3点検結果の記録欄(記録欄には、記載する様式すべてについて、(管理課が保存)等の注釈をつけて記載する必要あり?まとめて↓としてOK?) 公:『管理課にありとするか、同じものを記載する?』
	記録	△		○		

図2 南部と畜場版マニュアル対応表(作成過程)

(4) 認定申請にあたっての課題

マニュアル対応表で明確になった部分で HACCP チームに対して修正・追加を指示していくうち、次のような大きな課題が明らかとなった。これらは、HACCP チームが実施した危害分析上では問題になっておらず、自主的にルール作りを進めてきたものであった。そのため、申請に向けた文書修正作業過程で基準に見合った対応を求めた際、調整が必要となった部分である。

ア 天井の清掃について

自主管理認定制度の認定基準においては、施設の管理で天井の清掃を求めているが、南部と畜場の天井は床面から 6m 超と非常に高所であり、かつ、その下部には枝肉を懸垂するためのレールや、それを稼働させるための設備構造があるため、容易に清掃ができない。上部からの危害としては、レールからの落下物による汚染を考慮し、レールの清掃等については定めていた。

イ 従事者の手洗いについて

自主管理認定制度の認定基準においては、手洗い設備の管理に関する記述と頻度・記録方法等の指定により、実質入室時の石けんや流水を使用した手洗いが定められている。一方、南部と畜場においては、と室内各作業場所に配置された手洗い設備で汚染の都度手洗いが可能となっているが、入室時の手指の衛生管理は、使い捨て手袋の装着とアルコール消毒の実施のみである。

4 検査所による南部と畜場の HACCP を用いた衛生管理導入の確認について

自主管理認定基準を満たしていない項目の調整によって申請に向けた修正作業が停滞していたが、それまで進めていた認定申請のための書類作成や衛生管理の見直しにより、南部と畜場に HACCP の基本部分が成立し、PDCA サイクルが動き始めた。そのため、将来的な HACCP 制度化を見据え、また、HACCP チームのモチベーション維持のため、他都市で行われていた食肉衛生検査所長によると畜場への HACCP を用いた衛生管理導入確認を行い、確認通知書を渡すこととした。

確認の点検作業にあたっては、まず関係各団体に厚生労働省通知「と畜場及び食鳥処理場における HACCP を用いた衛生管理についての自主点検表及び確認について」(平成 27 年 3 月 31 日付、

食安監発 0331 第 1 号) の別添「HACCP 自主管理点検票 (と畜場、食鳥処理場)」及び「HACCP 自主点検チェックリスト (と畜場)」を示し、HACCP 導入状況の自主的な確認をしてもらった。各団体からそれら書類の写しが提出されたため、先に預かっていた自主管理認定申請書類を HACCP 関連文書として合わせ、同通知別添「HACCP 確認票」を用いて確認、不明確な部分や、正しく理解できていない部分等の事実確認、指導助言を実施した。

その後、と畜場内で作業がマニュアルどおり行われているかウォークスルーによる点検を実施、更に、各団体代表者に対し、文書で定められた衛生管理方法の内容や設定根拠について理解できているか等、検査所長から聞き取り点検を行った。

最後に、所長を含む所内会議を開き、担当検査員から文書及び実地作業確認の経緯等の説明後、討議を経て、HACCP 確認票の評価を確定、HACCP による衛生管理導入の確認完了とした。

以上の手続きを経て、平成 29 年 11 月 27 日、HACCP チーム 3 団体に確認通知書が交付された。

5 自主管理認定申請に係る手続きの一時保留について

検査所による HACCP を用いた南部と畜場への衛生管理導入の確認後も、自主管理認定については、認定取得に至るよう、関係団体への助言を継続した。また、課題となっている点については、熱田保健所特別監視班を通じて食品衛生課とも認定基準の解釈について協議し、概ね解決に至った。しかし、唯一、入室時の手洗いについてのみが問題として残った。最終的な判断として、と畜場法から食品衛生法へと枝肉の管理が切り替わるとともに、枝肉洗浄等、枝肉の衛生状態を変える手続きがなくなる工程以降の枝肉に関わる従事者に対しては、食品衛生法に準拠した衛生的な手洗いを求めるということとなった。これに対し、HACCP チームから、作業に従事する公社職員は手順の遵守が可能であるが、他の市場内外関係者に対して徹底ができない現状では、実効的な管理が困難である、との回答があり、申請に係る手続きについては一時保留したいとの申し入れが行われた。

6 考察

今回、南部と畜場において、自主管理認定取得を目指したものの、認定申請への手続きが一時保留となるに至った事例を紹介した。事業者がこうした判断をした要因の一つとして、と畜場法と食品衛生法という、関係する法律の違いに起因する衛生管理意識のずれが挙げられると思われる。

食品衛生法が関係する食肉処理施設においては、入室時の手洗いや手指の消毒を実施している施設がほとんどである。その一方で、と畜場においては、他自治体の食肉衛生検査所が HACCP による衛生管理の導入確認を完了したと畜場においてすら、作業者の入室時の手洗いを必須条件としていない事例が複数確認されている。これは、外皮等からの汚染を枝肉に付着させないような作業を重視すると畜場法施行規則において、手洗いは、専ら汚染時の対応という位置づけで記載がなされていることに理由があると思われる。そのため、入室時の手洗いについては、HACCP チームとの調整にもかなり時間を要し、最終的には南部市場内での調整という局面までたどり着いたが、認定取得の一時保留という判断の遠因になったものと思われる。

手洗いを一例として挙げたが、食品衛生法上の許可施設では何ら問題なくクリアできる内容でも、と畜場という関係法令の違う施設の現状に当てはめると、大きな課題となることがわかった。また、複数団体で HACCP チームが構成され、通常の施設に比べて意思統一の調整に時間を要したことも今回の一時保留判断の大きな要因であったと考えられる。

現在、自主管理認定取得に向けた取り組みは一時保留となっているが、自主管理認定取得を目指す過程で、と畜場の衛生管理の向上や、HACCP に必要な書類の作成が行われたことは一つの大きな成果と言える。また、何よりそれらを通じて、現場作業員自身が衛生管理を自ら考え、自らで問題を見つけて改善していくような体制が出来上がってきていることは、最大の成果と言える。

その一方で、と畜場における食品衛生自主管理の在り方について、また、食品衛生法による許可業種との衛生管理のとらえ方の違いをどう克服していくべきかについて、深く考えさせられた。

文末になりましたが、今回の報告に多大なる協力をいただいた熱田保健所特別監視班の皆様には感謝いたします。

(3) 病理学的検査によるつくね中の異物の同定について

(獣医公衆衛生関係研修会発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所

○前田麻友子 渡戸欽也 霞雅也 佐橋祐磨 山岸純二郎 大島正昭 村松智恵子

1 はじめに

名古屋市食肉衛生検査所では牛及び豚のと畜検査を行っており、と畜検査の現場において肉眼や触診検査のみで診断のつかない症例があった場合は精密検査を実施する。精密検査には微生物学的検査、理化学的検査及び病理学的検査がある。病理学的検査は腫瘍等の組織学的診断が必要な疾病に対して実施しており、組織構造の解析にも有用である。当検査所では、保健所からの依頼により市民によって持ち込まれた異物の解析を実施しており、この度、食品中の異物について病理学的検査を実施した事例について報告する。

2 材料と方法

(1) 材料

ア 当該異物。

喫食者が給食施設で提供されたつくね丼を食べていた際に口の中で発見した。

イ 比較対象検体。

加熱調理した骨付き鶏もも肉(以下、「ローストチキン」という。)から採材した骨及び軟骨。

(2) 方法

材料を10%中性緩衝ホルマリンによって固定し、10%ギ酸によって脱灰を行った。その後定法に従ってパラフィン切片を作製した。ヘマトキシリン・エオジン染色を行い、組織所見を比較した。

3 結果

(1) 肉眼所見

当該異物は7×6×2mmほどの大きさで硬く、白色の薄い一層の構造物と赤褐色の海綿状の構造物から構成されていた(図1、2)。ローストチキンの骨は硬く、白色の緻密骨と赤褐色の海綿骨から構成されていた(図3)。軟骨は弾性があり、白色で均一な無構造であった(図4)。

(2) 組織所見

当該異物は全体の構造は保たれていなかったが、海綿状の骨組織が認められた(図5)。また、有核赤血球と思われる構造物が認められた(図6)。ローストチキンの骨では空洞を有する骨組織と細胞に富む部分から構成されており、熱変性したと思われる有核赤血球も認められた(図7、8)。軟骨は軟骨気質や軟骨細胞などから構成されていた(図9)。

4 結果および考察

当該異物では、空洞に富む骨組織や有核赤血球と思われる構造物が認められた。ローストチキンの骨でも同様の構造物が認められたことから、当該異物で認められたものは調理加熱によって変性した有核赤血球であると考えられる。空洞に富む骨組織や有核赤血球は鳥類の骨組織の特徴である(図10)ため、当該異物は鳥類の骨である可能性が高く、つくねを製造する過程で鶏由来の骨が混入したものだと考えられた。以上の結果を市内保健所に回答した。

本市において食品中の異物が持ち込まれた場合、通常は衛生研究所がフーリエ変換赤外分光光度計(FT-IR)やエネルギー分散型X線分析(EDX)等を用いた成分解析によって異物の同定を行う。本事例では肉眼所見等から当初より当該異物が骨であることを疑ったため、組織学的、解剖学的特徴の比較による異物の同定を試みた。動物由来の異物に関しては、組織学的所見や解剖学的特徴を併せて解析することで異物の由来となった動物種や部位を推察することが可能となり、病理学的検査が成分解析よりも有用である場合もあることが考えられる。今後も保健所や衛生研究所等との連携を深め、食品中の異物の症例を蓄積していくことで、より詳細な異物の解明に役立てていきたい。



図1 つくね中異物



図2 つくね中異物 ×10



図3 ローストチキン 骨



図4 ローストチキン 軟骨

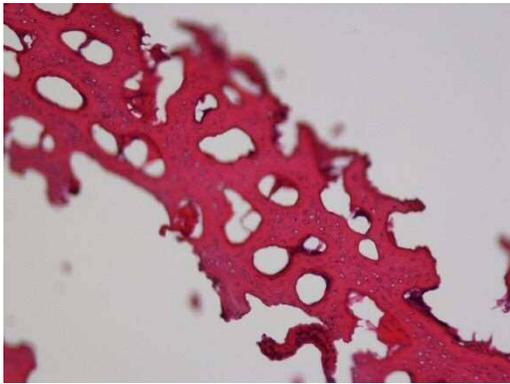


図5 つくね中異物 ×200

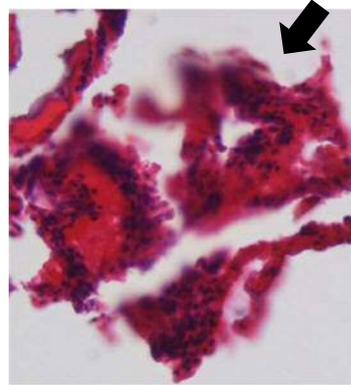


図6 つくね中異物 赤血球(矢印) ×400



図7 ローストチキン骨 ×200

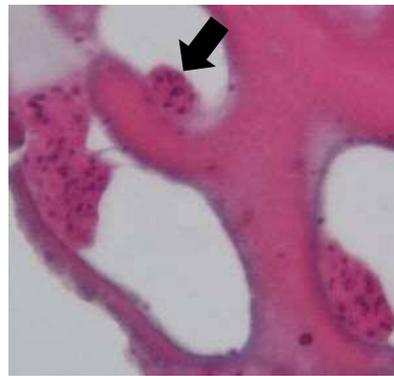


図8 ローストチキン骨 赤血球(矢印) ×400

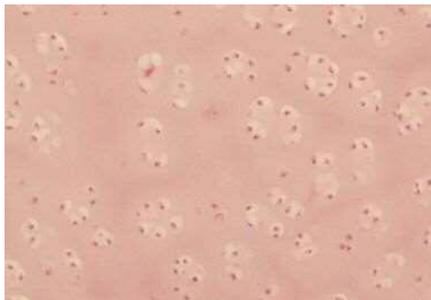


図9 軟骨 ×400

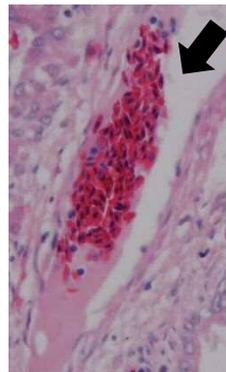


図10(参考) 鶏赤血球(矢印) ×400

(4) 名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策

(獣医公衆衛生関係研修会発表演題)

名古屋市食肉衛生検査所 ○野田千帆 尾関由里子 曾田友和 松本文美 井上裕介
大島正昭 山岸純二郎 村松智恵子

はじめに

当所では、と畜場に搬入された獣畜に対して食肉の安全確保のために、動物用医薬品の残留検査を行っている。検査対象は主に、代謝の低下により医薬品残留のリスクが高まる病畜・保留畜及びモニタリング試験のため選出された健康畜である。モニタリング試験は、医薬品の適正使用確認のために、任意の健康畜を選出して行っている。

当所での豚の残留抗生物質簡易検査法においては、毎年陽性事例が発生しているが、今後より安全な食肉を提供するめに、陽性事例件数を低減させることは重要である。

そこで今回、生産者の治療・投薬履歴の適正申告を促し、食肉への動物用医薬品残留を予防することを目的として、治療・投薬履歴の適正申告の普及啓発リーフレットを生産者に配布した。治療・投薬履歴の申告においては一定の効果が認められたため、当所における残留動物用医薬品等事例の現状とともに概要を報告する。

1 27年度から29年度までの上半期の残留動物用医薬品等事例

(1) 残留抗生物質簡易検査法の陽性状況

	H27		H28		H29	
	病畜・保留畜	健康畜	病畜・保留畜	健康畜	病畜・保留畜	健康畜
陽性頭数	13	2	13	0	12	2
肉	3	0	0	0	0	0
腎臓	13	2	13	0	12	2
肝臓	3	0	0	0	0	0
検査頭数						
陽性率						

(2) 治療・投薬履歴申告を行った生産者数

年間1回以上申告	8社(4社)
----------	--------

※ () は、うち毎月1回以上申告を行った生産者数

南部と畜場に出荷する生産者は約70社である。そのうち月に100頭以上出荷する中規模以上の生産者が46社(出荷頭数の約9割に該当)、月に500頭以上出荷する大規模

な生産者が10社（出荷頭数の約5割に該当）である。29年度に治療・投薬履歴の申告をした生産者数は28年度より2社減少している。また、大規模生産者のうち毎月一回以上治療・投薬履歴の申告を行ったのは1社のみであった。

（3）まとめ

29年度は28年度に比べ、陽性検体数が増加し、治療・投薬履歴申告を行った生産者数は減少している。また、29年度の陽性事例のうち、治療・投薬履歴の申告がなく使用禁止期間内に出荷した事例も2件発生している。これらのことから、生産者の使用禁止期間順守に対する意識が低下していると考えられる。今回、生産者の治療・投薬履歴申告率の向上によって使用禁止期間を守る意識を高め、抗菌性物質簡易検査法の陽性件体数を低減させることを目的として、申告の啓発リーフレットの配布を行った。

2 対策

（1）配布日

- ・平成29年11月27日から、荷受会社の受付担当者を通して生産者もしくは運搬者へ配布を開始
- ・平成30年1月9日から、愛知県庁を通して生産者へ配布を開始

（2）結果

リーフレット配布後、今まで申告したことのなかった中規模生産者3社および大規模生産者2社の計5社が初めて申告を行った。

3 今後の課題

リーフレット配布によって新たに申告する生産者が増加したものの、全体からみるとまだ治療・投薬履歴の申告を行っていない生産者が多い。今後は月に500頭以上出荷する大規模生産者を中心に、申告の普及啓発に取り組んでいきたい。また、申告率の向上に伴い、抗生物質簡易検査法の陽性件体数が低減していくかを引き続き調査していく必要がある。

(5) 豚の全身性メラノーシスの1例

(愛知県獣医師会第56回学術研究発表会発表演題)

○前田 麻友子、佐橋 祐磨、山岸 純二郎、村松 智恵子

名古屋市食肉衛検

【はじめに】 2016年12月17日、名古屋市食肉衛検においてと畜した豚の1頭を全身性メラノーシスと診断した。その概要を報告する。

【材料および方法】 症例は豚、雑種、約6ヶ月齢、去勢雄。病歴のない一般畜として搬入された。採材した材料は20%中性緩衝ホルマリンによって固定し、定法に従ってパラフィン切片を製作した。ヘマトキシリン・エオジン染色及びその他特殊染色を行い、組織所見を比較した。

【所見および診断】 1. 肉眼所見 全身の表皮および口腔粘膜から舌にかけて0.5~3cm大の黒色斑が散在していた。肺では壁側面に0.3~1cm大の黒色病変が散在しており、断面は墨汁様の物質で充満していた。脾臓では表面全体に豹紋様に黒色斑が散在し、断面も同様に黒色化していた。心臓では左心室心内膜に1cm大の薄墨色の部位を2箇所認めた。耳下腺、下顎、腋窩、膝窩、内側腸骨、浅単径および肺、胃、肝、腎の各リンパ節は薄墨色を呈し、断面も同様に薄墨色を呈していた。 2. 組織所見 耳介皮膚および舌では上皮基底層や粘膜下組織、筋間結合組織の一部に褐色~黒色の顆粒が沈着しており、固有構造は保持されていた。また、HMB-45陽性メラノサイトを認めた。肺の黒色病変部は正常な部位との境界が不明瞭で、褐色~黒色の顆粒を持つ細胞がびまん性~胞巣状に増殖していた。細胞は大小不同、核は淡明で紡錘形~円形を示し、核小体は明瞭で分裂像も散見された。また、HMB-45陽性であった。脾臓および心臓、薄墨色を呈していたリンパ節は固有構造が保持されており、その一部に褐色~黒色の顆粒が沈着していた。 3. 診断以上の所見より、組織診断は全身のメラノーシスおよび肺のメラノーシスとし、疾病診断は豚の全身性メラノーマとした。と畜場法において変性は全部廃棄の対象ではないが、全身に色素変性が及んでいるため全部廃棄とした。

【考察】 今回の症例ではメラノサイトが全身に存在していると考えられる。メラノサイトが神経堤から分化していく過程で異常な増殖や遊走をしたことで今回の症例に至ったのではないかと考えられる。

2 研究・発表一覧（平成 19 年度～28 年度）

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
19	豚の腹腔内の腫瘍 当所における「HPLC による動物用医薬品等の一斉分析法Ⅱ」と試験成績 本市と畜場の牛枝肉等の微生物汚染実態調査と衛生確保について	全食検協 第 55 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 19 年度食品衛生業務報告会	尾関 由里子 市川 隆 安藤 美保
20	牛の肺の結節 PCR による食肉加工品等の肉種鑑別 食肉衛生検査所における残留動物用医薬品等の検査状況	全食検協 第 57 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 20 年度食品衛生業務報告会	田中 美香 市川 隆 東 弓夫
21	牛の胸腔内腫瘍 豚の多発性腫瘍 ナイフに塗布した大腸菌の温湯中での消長	全食検協 第 59 回病理部会研修会 全食検協 第 60 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	松尾 康博 鈴木 佐緒里 小島 恵子
22	牛の口腔内腫瘍 「食品に対する消費者の意識とは？」食肉衛生検査所見学者のアンケートについて	全食検協 第 62 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	中村 小百合 松葉 玲
23	食肉の拭き取り検体における腸管出血性大腸菌 O157 等の検査法の検討	平成 23 年度食品衛生業務報告会	安藤 美保
24	豚の骨の腫瘍 豚の肝臓腫瘍	全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 65 回病理部会研修会	鈴木 佐緒里 對馬 真由歌

年度	演 題 名	学 会 名 等	発 表 者 名
25	豚の肝臓腫瘍 牛の上顎部腫瘍 と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討	全食検協 第 66 回病理部会研修会 全食検協 第 67 回病理部会研修会 平成 25 年度食品衛生業務報告会	對馬 真由歌 橋本 幸江 松葉 玲
26	豚の右肩部および頸部腫瘍 豚の腎臓腫瘍 豚枝肉胸部の解体作業工程別微生物汚染状況調査	全食検協 第 68 回病理部会研修会 全食検協 第 69 回病理部会研修会 平成 26 年度食品衛生業務報告会	橋本 幸江 佐橋 祐磨 岩 賢
27	豚の全身性腫瘍 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 70 回病理部会研修会 愛知県獣医師会学術発表会	日比野 拓己 市川 隆
28	当所における残留動物用医薬品モニタリング検査の実施状況について 管内と畜場における牛解体ラインの HACCP 導入への取組み 豚の疣状心内膜炎及び扁桃由来 <i>Streptococcus suis</i> の遺伝子型別及び病原性関連遺伝子解析	全食検協 第 34 回理化学部会研修会 全食検協 東海・北陸ブロック研修会 獣医学術中部地区学会 日本獣医公衆衛生学会	井上 裕介 丹羽 毅 市川 隆
29	豚の胸部腫瘍 と畜場の牛枝肉に関する自主管理認定取得に向けた取り組みについて	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 3 回役員会病理部会総会及び研修会（第 74 回病理研修会） 平成 29 年度業務報告会	前田 麻友子 山口 敏彦

	<p>病理学的検査によるつくね中の異物の同定について</p>	<p>獣医公衆衛生関係研修会</p>	<p>前田 麻友子</p>
	<p>名古屋市南部と畜場における残留動物用医薬品等事例の現状と対策</p>	<p>獣医公衆衛生関係研修会</p>	<p>野田 千帆</p>
	<p>豚の全身性メラノーシスの1例</p>	<p>愛知県獣医師会第56回学術研究発表会</p>	<p>前田 麻友子</p>